

岩手町地域医療整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることを目的として、岩手町地域医療整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岩手町補助金交付規則（昭和32年岩手町規則4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 小児科診療所 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号に規定する小児科を主たる診療科として標榜する診療所をいう。
- (5) 産婦人科診療所 医療法施行令第3条の2第1項第1号に規定する産婦人科を主たる診療科として標榜し、かつ、分娩を取り扱う診療所をいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業は、医師又は医療法人が、町内において新たに小児科診療所又は産婦人科診療所を開業する事業とする。

(補助対象者)

第4 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、小児科診療所又は産婦人科診療所を開業する医師または医療法人であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に開業し、以後10年以上診療を継続する見込みがあること。
- (2) 一般社団法人岩手西北医師会に加入すること。
- (3) この補助金と対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本町が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。
- (5) 岩手町暴力団排除条例（平成24年岩手町条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費等)

第5 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表1のとおりとする。ただし、算定した補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、岩手町地域医療整備事

業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）及び図面
- (4) 補助対象者が個人の場合は、医師の履歴書及び免許証の写し、法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない

（交付決定）

第7 町長は、第6第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は必要な条件を付することができる。

2 町長は、第6第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（補助事業の変更承認申請等）

第8 第7の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、岩手町地域医療整備事業（変更・中止・廃止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として町長が定めるものについては、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、岩手町地域医療整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、別に町長が定める日までに提出するものとする。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
 - (2) 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等の写し）及び写真
 - (3) 土地又は建物の登記簿謄本（取得費がある場合に限る。）
 - (4) 診療所を開設したことが確認できる書類（診療所開設届等）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による書類を受領した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、当該補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための必要な措置を取るべきことを補助対象者に指示するものとする。
- （補助金の請求）
- 第10 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岩手町地域医療整備事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- （補助金の概算払）
- 第11 町長は、第9及び第10の規定にかかわらず、補助事業を実施する上で必要と認めるときは、補助金の一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、岩手町地域医療整備事業費補助金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。
- （交付決定の取消し等）
- 第12 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 関係法令若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 診療所の新規開業の日から10年以内に診療を取りやめたとき。
 - (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせることができる。
- 3 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、町長が定めた期限までに当該金額を返還しなければならない。
- （取得財産の管理等）
- 第13 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得

財産」という。)を、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、この事業による取得財産について、岩手町地域医療整備事業費補助金取得財産管理台帳（様式第9号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

4 町長は、補助事業者が前項の町長の承認を受けて取得財産を処分することにより、補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

（関係書類の保管）

第14 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別紙 1 (第 5 関係)

補助対象経費、補助率及び上限額

補助対象経費	補助率	上限額
<p>診療所の新規開業に係る次の経費</p> <p>1 診療の用に供する土地の取得等に要する経費</p> <p>2 診療の用に供する建物の取得等に要する経費</p> <p>3 診療の用に供する機器の取得等に要する経費</p>	<p>補助対象経費の 10 分の 10</p>	<p>1,000万円</p>

様式第1号（第6関係）

年 月 日

岩手町長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は法人名
（代表者職氏名） ⑩
電話番号

岩手町地域医療整備事業費補助金交付申請書

岩手町地域医療整備事業費補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額		円
-------	--	---

様式第2号（第6関係）

岩手町地域医療整備事業計画書

1 診療所の概要

名 称			
所 在 地			
開 設 者 氏 名			
診 療 科 目			
診 療 日 及 び 診 療 時 間	月曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 火曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 水曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 木曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 金曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 土曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 日曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 祝祭日及び年末年始等の休診 ()		
開業予定年月日	年 月 日		
診 療 体 制	医 師	人 (常勤	人・非常勤 人)
	看 護 師	人 (常勤	人・非常勤 人)
	薬 剤 師	人 (常勤	人・非常勤 人)
	医 療 技 術 者	人 (常勤	人・非常勤 人)
	事 務 員	人 (常勤	人・非常勤 人)
	その他 ()	人 (常勤	人・非常勤 人)

2 医療機関の規模及び構造等

土 地 面 積 及 び 区 分	m ² (取 得 ・ 賃 貸 借)		
建 物 構 造	造 階 建		
建 物 面 積	建築面積	m ²	
	延床面積	m ² (うち、診療に必要な面積	m ²)

収支予算書

診療所名称： _____

区 分		金 額（円）	積算内訳
収入	岩手町地域医療整備事業費補助金 （当補助金）		
	その他補助金		
	自己資金等		
	その他		
	計		
支出 （補助対象経費）	土地の取得等に要 する経費		
	建物の取得等に要 する経費		
	機器の取得等に要 する経費		
	その他		
	計		

様式第4号（第8関係）

年 月 日

岩手町長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

岩手町地域医療整備補事業（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付、岩手町指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり事業を（変更・中止・廃止）したいので、岩手町地域医療整備事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請の区分 （ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）

2 申請内容

申請区分		内容及び理由
変更	変更前	
	変更後	
中止		
廃止		

注) 申請内容に応じて、建物の平面図等の関係資料を添付すること。

様式第5号（第9関係）

年 月 日

岩手町長 様

所在地

名称

代表者氏名

⑩

岩手町地域医療整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付、岩手町指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、補助事業が完了したので、岩手町地域医療整備事業費補助金交付要綱第9の規定により関係書類を添えて報告します。

補助事業に要した額	金	円
-----------	---	---

収支決算書

診療所名称： _____

区 分		金 額（円）	積算内訳
収入	岩手町地域医療整備事業費補助金 （当補助金）		
	その他補助金		
	自己資金等		
	その他		
	計		
支出 （補助対象経費）	土地の取得等に要 する経費		
	建物の取得等に要 する経費		
	機器の取得等に要 する経費		
	その他		
	計		

様式第7号（第10関係）

年 月 日

岩手町長

様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

岩手町地域医療整備事業費補助金請求書

年 月 日付、岩手町指令第 号により補助金の交付決定通知のあった岩手町地域医療整備事業費補助金について、岩手町地域医療整備事業費補助金交付要綱第10第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 円
（請求内訳）補助金決定額 金 円
概算払受領済額 金 円
差引今回請求額 金 円

2 支払先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

様式第8号（第11関係）

年 月 日

岩手町長 様

所在地

名称

代表者氏名

⑩

岩手町地域医療整備事業費補助金概算払請求書

規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金概算払請求額 金 _____ 円
- 2 概算払請求額の内訳及び必要な理由

3 支払先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

様式第9号（第13関係）

岩手町地域医療整備事業費補助金取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- 注) 1. 対象となる財産は、岩手町地域医療整備事業費補助金交付要綱第13第1項に規定する取得財産をいう。
2. 財産名の区分は、(ア) 医療用備品、(イ) 事務用備品、(ウ) 不動産(土地・建物)(エ) その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。